

鹿屋市黒羽子観光農園賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の観光農業による観光振興を図るため、黒羽子観光農園活性化基本計画に基づき黒羽子観光農園において生産性の向上及び農業経営の安定に向けた取組を実施する者に対し、予算の範囲内において鹿屋市黒羽子観光農園賑わい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、黒羽子観光農園管理組合とする。

(事業の種類等)

第3条 補助金の対象となる事業の種類、補助要件、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 同一種類の事業に対する補助金の交付は、一回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図（農業施設等導入事業の場合に限る。）

(2) カタログ（農業機械等導入事業の場合に限る。）

(3) 見積書

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助要件	補助対象経費	補助率	限度額
農業施設等導入事業	黒羽子観光農園として生産、販売するための取組であること。	農業用施設の導入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	500万円
農業機械等導入事業		農業用機械の導入に要する経費		500万円
苗木等導入事業		新品種の果樹苗木の導入に要する経費（ただし、1品種10本以上）		50万円